

「社会復帰促進等事業に係る平成22年度成果目標の実績評価及び平成23年度成果目標(案)」に関する総括表

上段:アウトカム指標 下段:アウトプット指標

1. 平成23年度重点的目標管理事業、平成23年度新規事業

◎:23年度重点的目標管理事業 ☆:22年度新規事業 □:23年度新規事業 ■:22年度まで目標管理の対象となっていない事業

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標		成果目標達成度合	23年度成果目標	
			評価	○ (予算執行率)		(評価のコメントを記載)	評価
◎ ☆ □	<記載例> ○○事業	(事業の概要を記載)	(アウトカム指標を記載)		○	(アウトカム指標を記載)	
			(アウトプット指標を記載)		×	(アウトプット指標を記載)	
			評価	○ (予算執行率)	(評価のコメントを記載)		
◎ ☆	8 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる方策「治療と職業生活の両立等の実現」の実施に向けた支援手法の調査研究・開発を実施する。	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)		○	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)	
			本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数(1疾患あたり15件)		○	本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数(1疾患あたり15件)	
			評価	A (84%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続		
◎ □	38 外部専門機関の整備・育成等事業	多様な分野の専門職で構成される事業場外組織(外部専門機関)としての産業保健活動への参加が想定される一定規模以上の病院や郡市区医師会等を対象とした意向調査を行い、特に外部専門機関の整備に課題を有する地域では、創設に向けた支援として、一定規模以上の病院等を対象とした研修を併せて行う。	—		—	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。	
			—		—	外部専門機関の養成のための研修会を仕様書に定める回数以上行う。(仕様書に定める回数については現在検討中。)	
			評価	—	23年度新規事業		
◎ □	39 職場における受動喫煙対策事業	(1)飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、申請に対する審査を行った上で、喫煙室設置に係る費用の1/4を助成する。 (2)検討会報告書等を踏まえた新たな受動喫煙防止対策について、ポスター・周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局等を通じて周知・啓発を行う。 (3)新たな喫煙防止対策の周知徹底を図るため、労働基準監督署単位での説明会を実施する。 (4)事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、コンサルタント等専門家による指導及び相談対応を行う。 (5) デジタル粉じん計等を用いた測定による現状把握のための支援を行う。	—		—	中期的な目標(24年度目標)と併せて把握する。	
			—		—	(1)行政経費について、47都道府県のそれぞれにおいて、1回以上、説明会を開催する。 (2)委託費について、①専門家による電話相談受付を一日当たり5件以上、また事業場からの求めに応じて、実地指導を一か月当たり25件以上行う。②デジタル粉じん計及び風速計のそれぞれについて、1か月当たりの貸出し件数を全国で235件(47都道府県×5件)以上とする。 (3)助成金について、平成23年度予算(281,625千円)の9割以上の利用がなされるようにする。	
			評価	—	23年度新規事業		
◎	41 化学物質管理の支援体制の整備	(1)化学物質のGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行い、モデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行う。 (2)国が定める化学物質について、ばく露実態調査等のリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則の改正に資する。 (3)長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の試作及び試験運転による性能確認を行う。	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(654万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を60%以上にする。		○	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(661万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を70%以上にする。	
			①250の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成21年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H20. 11改正)に定める20物質のうち、昨年度にリスク評価(初期リスク評価)を行った6物質及び再度有害物ばく露作業報告を求めるとした3物質を除く11物質の中から、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。		○	①200の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成22年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H21. 12改正)に定める43物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行う。	
			評価	A (93.6%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続		
◎	42 化学物質の有害性調査等事業	職場で用いられる化学物質について、計画的にOECDテストガイドラインNo.451に則った発がん性試験を実施。	委託物質に係る試験の実施率を100%とする。		○	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。	
			委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成22年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。		○	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成23年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。	
			評価	A (99.9%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続		

◎ ■	43	石綿障害防止総合相談員等設置経費	労働局及び労働基準監督署に石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員を設置し、労働者の石綿による健康障害を防止するための相談、石綿含有建築物の解体等についての届出の点検や事業者への指導を行う。	—	—	石綿健康管理手帳の交付総数を対前年より増加させる。
				—	—	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする(現在労働基準監督署において159名の相談員を設置)。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
◎	45	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	長時間労働の抑制の観点から改正された労働基準法の周知、監督指導の実施とともに、当該改正法の目的を達するため、長時間労働が疑われる特定の業種に着目し、時間外労働に対する割増賃金率の引上げにより、労働時間の短縮につながった等の好事例収集し情報提供を行う。 このほか、過重労働による健康障害防止のため、「過重労働解消キャンペーン月間」の設定や「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」の周知・啓発、集団指導を強化するとともに、裁量労働制の適正な実施を促進するための広報、出稼労働者の住環境を整備するための集団指導等を実施する。	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。 ※平成22年度「過重労働解消に向けた取組の推進事業」において設定(本年度標記事業に統合)	○	全国の、運送業、旅館業、飲食業、印刷業及び食品製造業の5業種の事業主を中心として、作成した好事例集(13万部を予定)をすべて配布する。
				本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。 ※平成22年度「過重労働解消に向けた取組の推進事業」において設定(本年度標記事業に統合)	○	①アンケート調査の有効回答率を前年度以上とする。(平成22年度は27.6%) ②過重労働解消用のパンフレットを160,000部作成する。
				評価	A (—)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続(23年度限りで一部廃止)
◎	46	メンタルヘルス対策等事業	(1)メンタルヘルス対策支援センター事業 地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。 (2)メンタルヘルス・ポータルサイト事業 厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。	○	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。
				①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数240,000件以上とする。	○	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場に対する訪問支援件数をのべ21,600事業場以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数400,000件以上とする。
				評価	A (集計中)	(成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続)
◎ □	50	働きやすい職場環境形成事業	職場におけるいじめ・嫌がらせに対する労使を含めた国民的な問題意識を共有するための気運の醸成を図ることとする。	—	—	会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。
				—	—	会議において議論の取りまとめを行う。
				評価	—	—
◎	61	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	依然として長時間労働の実態にある自動車運転者の就業環境の改善を図るため、①トラック運転者における長時間労働抑制等に取り組んでいる好事例集の作成・セミナーの開催等、②バス運転者における改善基準を遵守した「運行計画作成支援システム(仮称)」の作成及びこれに関するセミナーの開催等を実施する。	① セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ② セミナーに参加した荷主の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。 ③ セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ④ セミナーに参加した旅行業者の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。	○	①自動車運転者時間管理等指導員に個別訪問された事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を適切に実施し、その結果をまとめる。
				① 全国7カ所計1,400のトラック事業者及び荷主事業者に対してセミナーを開催する。 ② 全国7カ所計840のバス事業者及び旅行業者に対して、セミナーを開催する。	×	①自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問数を2,000事業場以上とする。
				評価	B (83%)	施策継続。ただし予算額(又は手法等)を見直し
□	72	女性就業支援全国展開事業	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。	—	—	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、具体的な成果が得られたとする者の割合80%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合80%以上
				—	—	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回
				評価	—	—

◎	73	短時間労働者健康管理啓発指導経費	パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理を促進するために、啓発指導を行う。	—	—	都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収におけるパートタイム労働指針第2に関する助言に対する事業主からの是正割合90%以上
				—	—	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収の実施件数 10,000件
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
◎	74	短時間労働者安全衛生対策推進費	正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して助成金を支給する。	①短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を85%以上とする。 ②助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。	○	①奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。
				助成金支給件数(事業主向け助成金)450件	×	奨励金支給件数 180件
				評価	B (80%)	施策継続。予算額(又は手法等)を見直し
◎	81—1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(労働時間等の設定改善に向けた取組の推進)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善を図る。	1 労働時間等設定改善援助事業 ①援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ②援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ①助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。 3 職場意識改善助成金 ①助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.0ポイント以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。	×	1 労働時間等設定改善推進助成金 ①助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。 2 職場意識改善助成金 ①助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。
				1 労働時間等設定改善推進助成金の事業実施承認申請件数を33件以上とする。 2 職場意識改善助成金の職場意識改善計画認定申請件数を410件以上とする。	×	1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を14件以上とする。 2 職場意識改善助成金の支給件数を386件以上とする。
				評価	C (63.1%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
◎	87	個別労働紛争対策費	(1)総合労働相談窓口の運営 (2)個別労働関係紛争の自主的解決の援助 (3)都道府県労働局長による紛争解決の援助 (4)統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。	○	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。
				助言・指導申出受付件数(平成22年度計画数:6,946件) (数値の根拠)平成18~21年度における申出受付件数の平均値	○	助言・指導申出受付件数(平成23年度計画数:7,095件) (数値の根拠)平成18~22年度における申出受付件数の平均値
				評価	A (97.0)	(成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続)

2. 複数年目標管理事業

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標	成果目標達成度合	23年度成果目標
81—2	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)	在宅型テレワーカーを2015年までに700万人とする等の政府目標に向け、適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	①テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実務に活用できるレベルまで理解した旨の回答が80%以上となること。 ②テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。 ③テレワーカー人口を2010年までに就業人口の2割とする。	×	①テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた旨の回答が80%以上となること。 ②テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。
			①テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。 ②テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。	×	①テレワーク相談センターに対する相談件数を450件とする。 ②テレワークセミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。
			評価	C (91%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要

3. 社会復帰促進事業及び被災労働者等援護事業

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標	成果目標達成度合	23年度成果目標
■ 1	社会復帰促進等事業に関する検討会等経費	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、本検討会を年2回開催し各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。 また、傷病労働者の保護を図るため、アフターケアの具体的な給付内容や義肢装具の支給内容等の検討等の在り方について専門家による検討を行う。	—	—	会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。
			—	—	年度中に2回社会復帰促進等事業に関する検討会を実施する。
			評価	—	昨年度までは目標管理対象外
■ 2	外科後処置費	外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
			—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■ 3	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を本人又委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
			—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■ 4	特殊疾病アフターケア実施費	特定の傷病に罹患し、症状固定した者で、症状が固定した後においても、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある方に対して、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	—	—	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。
			—	—	申請があったものを迅速・適正に処理する。
			評価	—	昨年度まで目標管理の対象外
■ 5	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
			—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外

■	7	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制、社会復帰支援体制等の整備を行う。	—	—	委託契約に基づき、適正に予算を執行する。
				—	—	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進体制等を整備する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	12	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額104,530円、最低保障額56,720円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額78,400円、最低保障額42,540円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない(最高限度額52,270円、最低保障額28,360円) (※いずれも平成23年度の月額)	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
				—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	13	労災就労保育援護経費	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給するもの。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
				—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	14	労災就学援護経費	業務災害又は通勤災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給するもの。 ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②中学生・・・16,000円(一人月額) ③高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
				—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	15	労災保険相談員設置費	労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。	—	—	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。
				—	—	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。なお、配付するFAQに掲載する相談例は100件以上とする。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
	16	労災ケアサポート事業経費	重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、看護師による訪問支援を行うなど、重度被災労働者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を実施する。	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。	○	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。
				重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間2万3千件以上実施する。	○	重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。
				評価	A (100%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続

■	18	休業補償特別援護経費	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することになっており、第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないこととされているところであるが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
				—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	19	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
				—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
				評価	—	昨年度までは目標管理対象外
■	20	労災特別介護施設設置費	高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を提供するための施設の整備・修繕を行う。	—	—	蓄熱槽及び配管更新工事実施後、工事実施前の保守点検回数(月当たり平均5回)を工事実施後、月平均3回以下とする。
				—	—	労災特別介護施設(愛媛施設)の蓄熱槽及び配管更新工事に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を迅速に実施する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
	21	労災特別介護援護経費	高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を提供するための施設を運営する。	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。	○	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。
				全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%を維持する。	○	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上の状態を維持する。
				評価	A (100%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続
	22	労災診療費審査体制等充実強化対策費	労災指定医療機関及び労災指定薬局等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払を確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に全数点検する業務等を民間に委託するもの。	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。	○	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。
				各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に遵守する。	○	各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に遵守する。
				評価	A (集計中)	(成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続)
■	23	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	—	—	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。(平成23年3月末現在39,184機関)
				—	—	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	24	労災援護金等経費	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者に対して、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。	—	—	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。
				—	—	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
	25	石綿関連疾病診断技術研修事業	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について	全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取り扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人)	○	全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取り扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人)
				全国各地域において、計17回の研修を実施し、延べ500人が受講すること。	○	全国各地域において、計17回の研修を実施し、延べ500人が受講すること。
				評価	A (82.7%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続

26	業務上疾病に関する医学的知見の収集	(1)対象疾病に関する国内外の医学文献を収集する。 (2)医学文献検討委員会を組織し、収集した文献のレビューを作成する。 (3)報告書を作成する。	医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。	○	医学的な知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。
			収集文献数 1500文献	○	収集文献数 1500文献
			評価	A (42.6%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続(ただし、予算額については適正な水準に見直し)
27	石綿確定診断等事業	石綿関連疾患に係る労災保険請求等について、迅速・適切な給付等を行うため、石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、以下の事項を実施する。 ・労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書を提出する。 ・石綿小体及び石綿繊維計測等の実施。	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を行ったものについて、100%疾患を確定する。	○	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を行ったものについて、100%疾患を確定する。
			労働基準監督署からの依頼に基づき確定診断委員会を開催し、全件について確定診断を実施する。	○	労働基準監督署からの依頼に基づき確定診断委員会を開催し、全件について確定診断を実施する。
			評価	A (51.3%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続(ただし、予算額については適正な水準に見直し)

4. 安全衛生確保等事業

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標	成果目標達成度合	23年度成果目標
28	労働安全衛生等事務費	(1)労働安全衛生行政等を執行するにあたって必要とする事務補助費 (2)労働安全衛生対策に要する一般行政経費等	—	—	労働安全衛生対策のための監督指導等に必要な消耗品等を購入し、同対策を着実に推進することにより、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。
			—	—	監督署の業務において労働安全衛生対策の推進を実施するにあたり必要な消耗品である書籍やコピー用紙等を購入する。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
29	安全衛生関係等調査研究費	雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関して実態を把握するため、民間調査機関等により、アンケート・ヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。 ・アンケート調査の実施(5,000事業場)(予定) ・ヒアリング調査の実施(15事業場)(予定) ・調査結果の取りまとめ	欧米諸国における制度・施策の調査研究を適切に実施し、その分析結果をまとめるとともに、法的保護の在り方を検討する。	○	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握する。
			欧米諸国における制度・施策の調査研究を適切に実施し、その分析結果をまとめるとともに、法的保護の在り方を検討し、報告書にまとめる。	○	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態について実態を把握し、調査結果を報告書として取りまとめる。 ・アンケート調査 5,000事業場(予定) ・ヒアリング調査 15事業場(予定)
			評価	A (81.3%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続
30	危険性・有害性等の調査等普及促進事業	(1)機械メーカー及び機械ユーザーの担当者を対象とした機械の危険情報の提供方法及び当該情報をもとにしたリスクアセスメント研修等、中小規模事業場におけるリスクアセスメントを支援するための研修を行う。 (2)事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、リスクアセスメント等の導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。	企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。	×	研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。
			専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。	○	リスクアセスメントに係る研修会を開催し、2000名以上を参加させる。
			評価	C (99.8%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
31	災害事例の労働災害防止活動への活用促進等事業	厚生労働省ホームページにおいて、実際に起こった機械災害の情報等の労働災害情報やモデルMSDS等の化学物質の危険有害性情報等の安全衛生情報等を一元的かつ効果・効率的に発信し、事業者の労働者に対する災害防止対策の支援等を行う。	①新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以上とする。 ②コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を2,397万件(過去3年平均)、展示コーナーの利用者数を65,168人(過去3年平均の5%増)以上とする。視聴覚媒体の利用者数は7,500人(前年度)以上とする。	×	①サイトへアクセスした企業への抽出調査により、企業の安全衛生対策に役立ったとする割合を90%以上とする。 ②充実した情報提供等により、ホームページへのアクセス件数を2千万件以上とする。
			①死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ②労働安全衛生法に基づき平成22年度に届出された新規化学物質を全件追加掲載する。(参考:平成21年度1064件、平成20年度1344件)	○	下記①～③によりホームページ上のコンテンツの一層の充実を図る。 ①労働者死傷病報告のデータベースに新たに30,000件以上を追加する。 ②労働安全衛生法に基づきこれまで届けられた新規化学物質の他、平成22年度に届け出られた新規化学物質を全件掲載する。 ③「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加する。
			評価	C (111.1%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要

■	32	安全衛生啓発指導等経費	(1)労働災害防止活動の基本である、事業者及び労働者の安全衛生意識の徹底を図るとともに災害防止活動を効果的に促進させるため、無災害運動の奨励や安全衛生教育の実施を行う。 (2)災害原因の統計分析、重篤災害等の災害調査の実施及び労働災害科学調査団の派遣	—	—	計測機器や作業着を計画的に整備し、効率的に災害防止の指導及び安全衛生啓発指導等を行うことにより、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。
				—	—	①計画的に作業着の整備を図るため、都道府県労働局から必要とする数の報告を求め、購入し配布する。 ②安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。
				評価	—	昨年度は目標管理の対象外
■	33	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	化学物質による人への健康影響に関してガイドライン作成、リスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。	—	—	OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等により公表する。
				—	—	OECD等の国際会議に年1回以上参加する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
	35	じん肺等対策事業	(1)石綿取扱い業務等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 (2)呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクの流通過程において買取りを行い、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施して不適合の有無を検証する。 (3)(22年度新規)各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などの実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を通じて、作業環境管理のあり方の検討を行う。局所排気装置等の環流方式の実証的研究として、新たに開発された除毒装置など最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行い、制度の見直しを行う。	①離職後健診の受診率を66.9%(平成17年~21年の平均値)以上にする。 ②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。	×	①離職後健診の実施率を53.7%(※)以上にする。※23年より実施率の計算方法を変更。 ②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。
				①石綿健康管理手帳の新規交付数を3880件以上とする。	×	①石綿健康管理手帳の新規交付件数を3,177件以上とする。
				評価	C (90%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
■	40	有害物質安全対策費	(1)新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。 (2)粉じん等重篤な障害をもたらす有害物質を取り扱う事業場に対して、排気装置の設置や作業手順・方法などの労働環境を改善するための専門的技術指導を行い、労働者の職業性疾病の予防を図る。	—	—	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。
				—	—	本年度実施予定の有害性調査機関(実施時期が決まっている4機関、ただし取り下げがあった場合は除く。)に対し、100%査察を実施する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	44	労働衛生指導医設置経費	頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。	—	—	全労働局において労働衛生指導医を設置する。
				—	—	労働衛生指導医の選任手続を適切に行う。
				評価	—	昨年度まで目標管理の対象外
	47	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその会員事業場(以下「団体等」という。)に対し、安全衛生教育、機械設備安全化、特殊健康診断等について指導、支援を行うとともに、その成果を、団体等以外の小規模事業場へ波及させるために、業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布等を行った。	① 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。	○	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。
				② 構成事業場会議の実施率を100%とする。	○	構成事業場会議の実施率を100%とする。
				評価	A (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
	49	新規起業事業場就業環境整備事業	新規起業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。	○	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。
				個別指導事業場数を400社以上とする。	○	個別指導事業場数を400社以上とする。
				評価	A (91.9%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続

51—1	建設業等における労働災害防止対策費 (墜落・転落災害等防止対策事業(建設業)) (墜落・転落災害等防止対策事業(造船業))	足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を行う。 造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等を行う。	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、15.4%以上減少させる。 ③ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ④ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ⑤ 建設業全体の手すり先行工法の普及率を高める。(参考:平成22年2月末 31%)	×	①手すり先行工法とに係る指導・支援を行う者に対する研修を実施した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ②統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ③リスクアセスメント実務者に対する教育研修会実施事業場において、リスクアセスメント手法の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。
			① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(752現場)。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(256事業場)。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。	×	①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業における手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う(325現場)。 ③造船業における統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(7回) ④造船業におけるリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施する。(6回)
			評価	C (100.8%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
52	交通労働災害防止対策の推進事業	(1)交通事故により238人の労働者が死亡(平成21年)している状況にあることから、陸上貨物運送事業の事業主団体等と連携して、過労運転等を防止するための走行管理等の交通労働災害防止対策の一層の推進を図る。 (2)交通労働災害等の発生リスクが高い陸上貨物運送事業場に対して「交通労働災害防止のためのガイドライン」の実施状況を確認し未実施の事項について指導するとともに、その後の改善状況について調査する。 (3)ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法について解説したマニュアルを作成するとともに、陸上貨物運送事業者に対して当該マニュアルを活用した研修会を開催する。	①交通労働災害等防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。 ②「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等」について解説したマニュアルの研修会において実施するアンケート調査において、「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等を理解し、当該設備の活用について検討する」と回答する参加者の割合を50%以上とする。	○	交通事故による死亡災害(陸上貨物運送事業)の発生件数を対前年で減少させる。
			①交通労働災害等防止に関する指導を500事業場に対して実施する。 ②「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等」についての研修会を開催し、200名以上を参加させる。	○	平成22年度までの事業成果を活用しつつ、行政による集団指導等を実施する。
			評価	A (99.8%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
53	就業形態の多様化等に応じた労働災害防止対策の推進事業	製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理を促進を図る。また、非正規労働者特有の問題に対応した安全衛生教育や安全衛生活動が事業場において実施されるよう、事業者等に対しその具体的な手法等の講習を行う。	①研修会の参加者について、陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ②研修会の参加者について、化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。	○	②研修会の参加者について、非正規労働者を含む事業場の安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ①研修会の参加者について、自動車製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。
			①陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ②化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ③好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。	○	①自動車製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ③好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。
			評価	A (82.8%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
55	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	振動レベルに応じて振動ばく露限界時間を定めて作業時間管理方法を行うよう指針を見直すこととしており、実効を確保するために、振動工具の製造・輸入業者に対して必要な周知指導を行うとともに、振動工具を取扱う製造業、建設業、林業(木材製造業を含む。)等の事業者に対して指導等を行う専門家を養成する。	間伐作業に係る危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。	○	開発された教育プログラムを、高性能林業機械運転業務従事者への教育に係る試行実施の結果、「有益であった」とする回答の割合を80%以上とする。
			危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場)	○	①高性能林業機械に係る教育の試行を全国3カ所計45名以上に対して実施する。 ②高性能林業機械に係る教育を実施する講師の養成のための研修を40名以上に対して実施する。
			評価	A (56.3%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続(ただし、予算額については適正な水準に見直し)

■	56	機械等の災害防止対策費	危険有害な設備、プロセス、建設工法等については、その導入の段階で予め安全性、有害性を綿密に検討する必要があるため、その審査及び実地調査等を行う。 労働安全衛生法において、一定の危険若しくは有害な作業を必要とする機械等について規格が定められているが、近年の技術の急激な進歩に伴いその内容の見直しが求められている。このため、「安全衛生関係構造規格検討委員会」を設置し、各機械等の規格について検討を行う。 ボイラー、クレーン等の検査検定等に係る業務については、登録機関等がその業務を実施しているが、これらに係る業務監督の強化の実施及び登録機関等の適正な運営の促進を図るための指導等を行う。		—		機械災害を対前年で減少させる。
					—		審査・調査の結果、問題が見られた場合は是正の指導を行う。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外	
■	57	特別安全衛生指導等経費	(1)特別衛生監督指導、林業関係事業に対する監督指導及び労働衛生関係指導用手引等の作成 (2)技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種(建設業等)について、労働災害を防止するため、事業場の指導を行う。 また、火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に解明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。		—		監督指導等を実施することにより、職業性疾病の発生状況の減少傾向を維持する。
					—		重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、原因を究明する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外	
■	59	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	労働安全衛生管理自主点検表等の作成等を行う。		—		事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。
					—		自主点検を70,000部作成し、事業主に自主点検を送付する。
				評価	—	昨年度は目標管理の対象外	
■	60	「労災かくし」の排除のための対策の推進	(1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2)ポスターによる事業主等に対する周知啓発、被災労働者本人等への周知等 (3)建設業者に対する集団指導 (4)事業場及び医療機関に対する調査		—		健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。
					—		労災保険給付請求を勧奨するパンフレット47,000部を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配付する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外	
	62	家内労働安全衛生管理費	(1)家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 (2)危険有害業務に従事する家内労働者を対象に、職業性疾病の早期発見及び予防に資するため、都道府県労働局(5局)が産業医等による健康相談を実施する。	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。		○	家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。
				家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を1,100人以上とする。		○	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を1,000人以上とする。
				評価	A (—)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続	
	63	女性労働者健康管理等対策費	母性健康管理の措置の実態に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、周知・啓発を実施する。 さらに、産業保健スタッフ及び企業の人事労務担当者等を対象に研修を実施し、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合を80%以上とする。		○	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合を80%以上とする。
				母性健康管理サイトのアクセス数を430,000件とする。		○	母性健康管理サイトのアクセス数を460,000件とする。
				評価	A (96.7%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続	
■	66	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。		—		正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額189百万円を回収する。
					—		求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外	

■	69	安全衛生施設整備費	安全衛生施設の特別修繕については、労働災害の防止を目的として、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。	—	—	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。
				—	—	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう、国土交通省との調整を進め、支出委任を行う。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	70	労働基準行政情報システム管理運営費	労働基準行政情報システムの運用	—	—	業務・システム最適化実施前の運用経費(59.9億円)と比較し、経費削減を図る。
				—	—	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については、全てのシステム稼働日において99.9%以上を確保する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
■	75	就労条件総合調査費	総務省が実施している「事業所・企業統計調査」から産業・企業規模別に抽出された15大産業に属する常用労働者30人以上の民間企業を調査対象として公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。	—	—	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、施策立案のための基礎資料を得る。
				—	—	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。
				評価	—	昨年度までは目標管理対象外
■	76	雇用均等行政情報化推進経費	企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業上の基本状況についてデータベース管理を行うこと及び施行業務に係る電子決裁を進めることにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。	—	—	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間16百万円の経費削減、年間154.4人日分の業務処理時間の削減を図る。
				—	—	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99.9%以上を確保する。
				評価	—	昨年度までは目標管理対象外
	79	未払賃金立替払事務実施費	未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払うものである。	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、新たに「平均25日以内」(中期目標は30日)とする。 ②労福機構の第一次利用者として、監督署職員に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得ること。	○	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 ②労福機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。
				① 不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、新たに「平均25日以内」を目標とし、以下の措置を講ずる。 ・原則週1回払いの堅持 ・大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整 ・パンフレットやホームページの随時見直しと情報提供の充実 ② 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講ずる。 ・清算型における裁判手続への確実な参加 ・再建型における債務承認書・弁済計画書の提出督促、弁済督促 ・事実上の倒産事案における債務承認書等の提出督促、弁済督促	○	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回払いの堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、平成22年度に行った監督署職員に対してのアンケート調査を参考にしたリーフレットの改訂等を行う。特に、東日本大震災に係る立替払については、関係機関との連携を図り、迅速に対応する。 ②賃金債権の回収を図るため、事業主等への求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における弁済の履行督促等を行う。
				評価	A (74.4%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続
■	80	仕事と生活の調和の推進に必要な一般行政経費	仕事と生活の調和の推進に要する一般行政経費	—	—	期間業務職員の勤務状況について、その出勤率を100%とする。
				—	—	仕事と生活の調和を実現するための施策の補助を行う期間業務職員について、年間を通して2名配置する。
				評価	—	昨年度までは目標管理の対象外

5. 平成22年度限りで廃止の事業等

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標		成果目標達成度合	23年度成果目標
☆ 11	労災関係調査研究	検討委員会を設置し、国内外の化学物質等による疾病に関する医学的知見の調査・収集及び分析・評価を行う。 (1)検討内容:①症例に収集のための検討、②医学文献の収集のための検討 (2)症例及び文献の収集:検討委員会において収集すべきとした医学文献等を収集する。 (3)収集した症例及び医学文献のレビュー:検討委員会において、収集した症例について分析及び評価を行うとともに、収集した医学文献についてレビューを作成し、それらを報告書としてまとめる。	医学的知見の収集を適切に行い、報告書として取りまとめることにより、化学物質等による疾病に係る告示の見直しのための基礎資料を得る。		○	—
			検討委員会を設置し、国内外の化学物質等による疾病に関する医学的知見の調査・収集及び分析・評価を行う。		○	—
			評価	A (72.4%)	22年度限りの経費	
17	新規労災年金受給者支援経費	新たに労災年金受給者となった者に対して、労災保険制度や労災年金にかかる各種手続きをはじめ、社会復帰のための指導を内容とした説明会を開催すること等により、安心して過ごせる年金生活の確保及び早期社会復帰等による自立促進を図る。	本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。		○	—
			説明会等を全国で146回以上開催すること。		○	—
			評価	A (77.3%)	平成22年度限りの経費	
48	労働時間等相談センター事業	主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺(全国33カ所)に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、改正労働基準法に係る情報提供、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。		○	—
			相談件数を55,650件以上とする。		×	—
			評価	B (90.3%)	平成22年度限りの経費	
51—2	建設業等における労働災害防止対策費 (中小地場総合工事業者指導力向上事業)	足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を行う。 造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等を行う。	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。		○	—
			① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② モデル事業場への個別指導を実施する(325事業場(計585回))。		○	—
			評価	A (98.4%)	22年度限りの経費	
☆ 54	派遣労働者の安全衛生対策の促進	(1)派遣労働者の安全衛生対策の徹底を図るため、製造業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。 (2)製造業のうち鉄鋼業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。	①研修会の参加者について、陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ②研修会の参加者について、化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。		○	—
			①陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ②化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ③好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。		○	—
			評価	A (50.7%)	22年度限りで経費	

65	小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費【平成24年度までの経過措置】	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。	①小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成22年度に新たに申請した事業場が産業保健活動を実施する回数736回以上とする。 ②産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も何らかの産業保健活動を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。	×	—
			産業医共同選任事業の申請を行った事業場数263件(予算要求上の件数)を目指す。	×	—
			評価	C (47.4%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
71	女性と仕事総合支援事業費	男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが少なくない女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。	①健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処法を見出すことができた」または「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られたとする者の割合95%以上 ②健康問題に関するセミナー受講者のうち、受講により、抱える問題の解決に役立つと思うとする者の割合80%以上 ③健康に関する相談体制強化のための研修会受講者のうち、受講により、女性を支援するための健康促進事業を実施する際に役に立つと思う者の割合80%以上	○	—
			①健康に関する相談件数3,000件 ②健康問題に関するセミナーの受講者数が定員の80%以上(960名以上) ③健康に関する相談体制強化のための研修会受講者数が定員の80%以上(400名以上)	○	—
			評価	A (81.8%)	22年度限りの経費
■ 84	勤労者財産形成促進事業に必要な経費【平成19年度廃止(平成26年度までの経過措置)】	勤労者の貯蓄、持家取得といった資産形成のための自助努力に対し、国及び事業主が支援する制度であり、その助成金支給業務等を実施する。	—	—	—
			—	—	—
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外

6. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構)

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標		成果目標達成度合	23年度成果目標
9-1	労災病院の運営	(1)労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療	①労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ②全ての労災病院において患者から満足のいく治療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 ③地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率54%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。		×	①利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を前年度実績(78.7%)以上得る。 ②良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。 ③地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を56%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。
			①医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を21万件以上得る。 ②労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。			
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。	
9-2	医療リハビリテーションセンターの運営	(1)被災労働者であってリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (3)リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション	①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターを始め広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。		○	①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。
			年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。			
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。	

9—3	総合せき損センターの運営	(1)事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2)せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究 (3)労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (4)健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	○	①外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。
			多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	○	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。
9—4	労災リハビリテーション作業所の運営	(1)労働災害(業務災害又は通勤災害)により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所(6箇所)を設置。 (2)入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止予定。	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	○	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。
			—	—	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。
9—5	納骨堂の運営	(1)産業殉職者の遺骨及び遺骨の収蔵 (2)合祀者名簿の作成 (3)産業殉職者合祀慰霊式の開催	産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。	○	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。
			—	—	アンケート結果に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。
9—6	産業保健推進センターの利用促進事業	(1)47都道府県に産業保健推進センターを設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、企業の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフに対する支援を実施。 (2)主な事業として、①産業保健関係者に対する専門的かつ実践的な研修の実施、②産業保健に関する専門スタッフによる窓口相談・実地相談、③職場の健康問題等に関する事業主セミナー等の啓発活動、④産業保健に関する助成金の支給等を実施。	産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。	○	研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。
			①産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門化による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,500回以上の研修を実施する。 ②産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する事等により、相談件数を2万件以上確保する。 ③産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。 ④地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。	○	22年度末に6センターが廃止されているが、産業保健の支援活動が後退することのないよう効果的、効率的な事業運営を行うこととしているため、 ① 平成23年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努めることとし3,400回とした。 ② 平成23年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は廃止するものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件とした。 ③ 平成23年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより引き続き160万件以上とした。
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。

9—7	勤労者予防医療センターの運営	(1)就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過重労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター(9箇所)を設置。 (2)作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。	勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	○	勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。
			① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上 ② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上 ③ 講習会を延べ人数:17,000人以上 ④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上	○	勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。
■ 10	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設に対して必要な整備等を行うもの。		—	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表する。
				—	平成23年度施設整備計画に基づき適切に実施する。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外

7. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構以外)

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標		成果目標達成度合	23年度成果目標
77	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	労働者の安全及び健康の確保に資するため、以下の調査及び研究を行う。 1 プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 2 じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究	①講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。 ②労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。		○	講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。
			基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の7割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。		×	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。
			評価	— (集計中)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(7月実施予定)。	
■ 78	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	近年、頻発傾向にある杭打ち機やクレーンの転倒災害は、労働者の死亡につながるとともに、隣接する住宅などを巻き込む可能性が高い重大な事故である。このため、こうした重機の転倒災害を防止するための地盤の研究が急務であり、その実験施設の整備に要する経費である。また、研究施設の中には耐震診断の結果、地震時に倒壊の危険がある建物があることから、最低限の耐震補強を行う。		—	—	契約の適正化を実施するため、適切な仕様書の作成、入札参加要件の設定及び公告期間の十分な確保等を図り、一般競争入札を行う。
				—	—	23年度施設整備計画の適確な実施を行う。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外	
82	中小企業退職金共済事業	中小企業退職金共済制度において、中小零細企業における退職金制度確立に向けて新規加入を促進するため、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	①在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成21年度末3,020,559人)		○	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成22年度末3,136,282人)
			①新規加入被共済者数(平成22年度:403,600人)		○	新規加入被共済者数(平成23年度:405,600人)
			評価	— (88.8%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月実施予定)。	

85	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 ・労働政策についての総合的な調査及び研究 ・労働政策についての情報及び資料収集・整理 ・調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	—	研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。
			①とりまとめた研究成果数(プロジェクト研究(6テーマ)、課題研究(5テーマ)) ②ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上)	—	研修実施コース数(69コース以上)
			評価	— (100%)	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月実施予定)。
86	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	機構の施設の整備又は改修のための経費。	—	—	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。
			—	—	平成23年度年度計画に基づき、施設・設備の計画的な改修・更新を進める。
			評価	—	昨年度までは目標管理対象外

8. 実績集計中の事業

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標	成果目標達成度合	23年度成果目標
6	障害者職業能力開発校施設整備費	施設・機器の老朽化に伴う訓練生の安全確保や、訓練科目の充実を図るため、障害者職業能力開発校の施設・機器の整備を行う。	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。	—	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。
			障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。	—	障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。
			評価	—	集計中のため保留

34	職業病予防対策の推進	(1)労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図る。 (2)技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	—	検討会の結論を政策に反映させる。	
			特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。	—	原子力発電所被ばく管理対策のための検討会を開催する。	
			評価	—	集計中のため保留	
36	地域産業保健事業	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。	①健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績)以上とする。 ②「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上とする。	—	健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績)以上とする。(※22年度の実績を踏まえ見直し予定。)	
			夜間・休日の相談窓口の実施回数を4,813回(21年度実績)以上とする。	—	夜間・休日の相談窓口の実施回数を4,813回(21年度実績)以上とする。(※22年度の実績を踏まえ見直し予定。)	
			評価	—	集計中のため保留	
37	快適職場形成促進事業【22年度限りの経費】	職場の心理的・制度的側面の改善方法、及び職場における受動喫煙防止対策に関する調査研究を行った。また、事業場から申請される快適職場推進計画の技術的審査を行い、審査結果を都道府県労働局に報告した。さらに、快適な職場環境の形成に係る技術的事項等についての事業場からの相談に対応するとともに、快適職場フォーラム、職場のソフト面の快適化のための講習会、都道府県快適職場推進大会の開催等を通じて、事業場における快適職場形成促進について普及啓発を行った。	①快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ②快適職場フォーラムが今後の取組の参考になった旨の回答の割合を80%以上とする。	○	—	
			都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	—	—	
			評価	—	集計中のため保留	
◎	58	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図る。	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	—	・外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす(前年相談件数2,449件)。
			特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。	—	①外国人労働者のためにホームページに労働基準関係法令の4カ国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)での解説を掲載する。 ②外国人相談コーナー広報用リーフレットを9,800部作成する。	
			評価	—	集計中のため保留	
64	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。 ・安全衛生対策検討委員会の設置 ・実習生受入れ企業に対する助言・指導等の実施 ・適正な労災保険給付の確保	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下	—	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下	
			①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上	○	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上	
			評価	—	集計中のため保留	

67	労働災害防止対策費補助金 経費	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業について補助を行うもの。	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成21年と比して4%以上減少させる。	—	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成22年と比して4%以上減少させる。
			①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。	—	①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。
			評価	—	集計中のため保留
68	産業医学振興経費	産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行う。	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。	—	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。
			③医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ④産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑤企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。	—	③医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ④産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑤企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。
			評価	—	集計中のため保留
83	中小企業勤労者総合福祉推進経費 【22年度限りの経費】	中小企業事業主及び勤労者が相協力して市区町村単位に設立する「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の運営費、健康事業等の補助を行う市区町村の経費を一部補助するとともに、サービスセンターの事業共同化を支援する。	サービスセンターの総会員数を160万人(21年度実績)以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む)	—	—
			サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を47,503人(21年度実績)以上とする。	—	—
			評価	—	集計中のため保留